

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の概要

- 上場会社は、
 - － 事業年度ごとに
 - － 当該会社の属する企業集団及び当該会社の
 - － 財務計算に関する書類その他の情報（財務報告）の
 - － 適正性を確保するために必要な体制（内部統制）について
 - － 評価した報告書（内部統制報告書）を
 - － 有価証券報告書と併せて提出
- 内部統制報告書には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない
- 内部統制報告書は、提出日から5年間公衆縦覧

内部統制報告制度導入に向けた経過

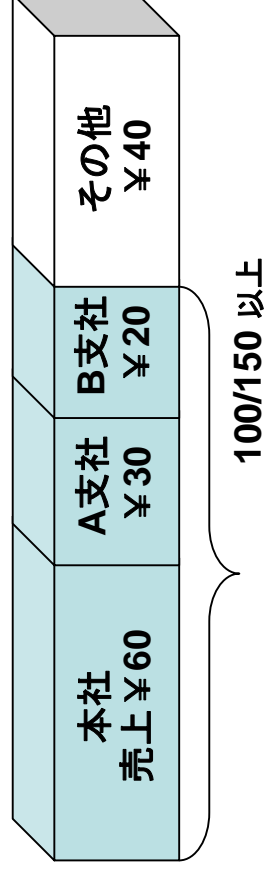
平成 17 年 1 月 28 日	企業会計審議会総会において内部統制部会の設置を決定	
2 月～	企業会計審議会内部統制部会： 財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価及び検証の基準の策定等について審議開始	
7 月 13 日	企業会計審議会内部統制部会： 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開草案）を公表	
12 月 8 日	企業会計審議会内部統制部会： 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を公表	
	<table border="1"><tr><td>公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮 ① トップダウン型のリスク・アプローチの活用、② 内部統制の不備の区分、③ ダイレクト・レポーティングの不採用、④ 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、⑤ 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、⑥ 監査人と監査役・内部監査人の連携</td></tr></table>	公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮 ① トップダウン型のリスク・アプローチの活用、② 内部統制の不備の区分、③ ダイレクト・レポーティングの不採用、④ 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、⑤ 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、⑥ 監査人と監査役・内部監査人の連携
公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮 ① トップダウン型のリスク・アプローチの活用、② 内部統制の不備の区分、③ ダイレクト・レポーティングの不採用、④ 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、⑤ 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、⑥ 監査人と監査役・内部監査人の連携		
12 月 22 日	金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」 （財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価及び監査の義務化を提言）	
平成 18 年 3 月 13 日	政府：金融商品取引法案を国会提出	
6 月 7 日	金融商品取引法可決・成立	
8 月～11 月	企業会計審議会内部統制部会及び同作業部会における実施基準の検討	
平成 19 年 2 月 15 日	企業会計審議会意見書「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」公表	

評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

	日本	米国
① リスク・アプローチ	<p>2 / 3 の拠点</p>	<p>90 ~ 95 % の拠点</p>
② 不備の区分		
③ ダイレクト・レポート （営業報告の直接報告）		
④ 監査の実施 （一体的）		
⑤ 監査報告書の （一体的作成）	<p>○一体的に作成</p>	<p>①分けて作成</p> <p>②一体的に作成</p>
⑥ 監査人と監査役との （連携）		

評価範囲の決定方法

1. 売上高の3分の2程度に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定



2. 重要な事業拠点の売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスは評価対象

- ・ 売上
- ・ 売掛金
- ・ 棚卸資産

3. 重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加

- ・ リスクが大きい取引
- ・ 見積りや予測を伴う勘定科目
- ・ 例外的、非定型・不規則な取引 など

内部統制報告書提出状況(21年6月～22年3月受理分)

《1. 内部統制報告書の提出状況》

	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H21.6～H22.3 提出分合計
① 内部統制報告書提出義務のある会社数	(社) 2,656	(社) 33	(社) 84	(社) 97	(社) 30	(社) 59	(社) 131	(社) 40	(社) 54	(社) 303	(社) 3,487
② ①のうち内部統制報告書提出会社数	2,653	[注3] 36	84	97	30	59	131	40	54	303	3,487
③ 任意で内部統制報告書を提出した会社数【注2】 (金融商品取引法第24条の4の4第2項該当)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
内部統制報告書提出会社数(②+③)	2,670	36	84	97	30	59	131	40	54	304	3,505

【注1】本表は、平成21年6月から平成22年3月までの内部統制報告書の提出件数を、月ごとに表したものです。

【注2】有価証券報告書を提出しななければならない会社は、上場会社以外であっても内部統制報告書を提出することができます。【注3】21年7月の提出会社数36社は、6月中の未提出会社3社を含んでいます。

《2. 内部統制報告書の「評価結果」の記載状況》

	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H21.6～H22.3 提出分合計
① 内部統制は有効である。	(社) 2,605	(社) 34	(社) 82	(社) 93	(社) 26	(社) 57	(社) 125	(社) 37	(社) 51	(社) 296	(社) 3,406
(%) 97.6	(%) 94.4	(%) 97.6	(%) 95.9	(%) 86.7	(%) 96.6	(%) 95.4	(%) 92.5	(%) 92.5	(%) 94.4	(%) 97.4	(%) 97.2%
② 重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。【注5】	56	2	2	4	4	2	5	3	3	6	87
(%) 2.1	(%) 5.6	(%) 2.4	(%) 4.1	(%) 13.3	(%) 3.4	(%) 3.8	(%) 7.5	(%) 7.5	(%) 5.6	(%) 2.0	(%) 2.5%
③ 内部統制の評価結果を表明できない。	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	12
(%) 0.3	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0.8	(%) 0	(%) 0	(%) 0	(%) 0.7	(%) 0.3%
合 計	2,670	36	84	97	30	59	131	40	54	304	3,505
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

【注4】本表は、平成21年6月から平成22年3月までに提出された内部統制報告書の評価結果を月ごとに表したものです。

【注5】内部統制の評価結果を「重要な欠陥」とした会社は、上記87社の外に、「重要な欠陥」に訂正した会社が、8社あります。

【「重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。」と評価結果に記載した会社(56社・21年3月)について】

(1)「重要な欠陥」と判断した理由として、内部統制報告書に記載された例

- 全社的な内部統制
 - ・ 当社は、財務報告に関するリスクの評価と対応を実施していない。
 - ・ 前代表取締役が社内規定による職務分掌や承認手続を無視し、独断で約束手形の振り出しを行った。
 - ・ 前取締役が、定められた取締役会の承認を得ずに債務保証を行った。
- 決算・財務報告プロセス
 - ・ 子会社の繰延税金資産の回収可能性の判断の適用を誤り、さらに、それに対する牽制が十分機能しなかった。
 - ・ 在外統括会社の「傘下会社に対するモニタリング」が適切に実施されなかったため、海外子会社による不適切な会計処理が行われた。
 - ・ 決算処理手続における処理内容及び会計基準の適用の検討とその承認手続の運用が不十分であったため、たな卸資産への諸掛り経費の配賦計算、連結決算における未実現利益消去に伴う繰延税金資産の計上等について誤りがあった。
- 重要な業務プロセス
 - ・ 営業部門において、適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の売上高について重要な修正を行うことになった。
 - ・ 輸入原材料仕入プロセス及び在庫管理プロセスの一部において、適正な仕入計上及び在庫計上に必要な承認手続の運用が不十分であったため、当期の買掛金及び棚卸資産について重要な修正を行うことになった。
 - ・ 新規の非定型取引に係る業務プロセス並びに固定資産の減損会計及び税効果会計に係る業務プロセスにおいて、能力のある経理担当者によって適切に査閲、分析及び監視する内部統制が有効でない。

(2) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した56社のうち、事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するため実施した措置を記載し、かつ、内部統制報告書提出日までに、重要な欠陥が是正されたと記載した会社が11社。

(3) 56社の内部統制報告書に対する内部統制監査報告書における監査人の意見は、55社が無限定適正意見、1社が意見不表明。

(4) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した56社の財務諸表に対する監査報告書の監査意見は、54社が無限定適正意見、1社が意見不表明。

「重要な欠陥」についての米国との差異

重要な欠陥の開示状況

	米 国	日 本
2004 (H16) 年度	16.9%	—
2005 (H17) 年度	10.3%	—
2006 (H18) 年度	9.1%	—
2007 (H19) 年度	7.9%	—
2008 (H20) 年度	N. A	2.1%

(注1) 米国の出典：「Audit Analytics 404 Dashboard Year 4 Update Advanced AICPA Conference Copy」

(注2) 日本は、内部統制報告制度が最初に適用になった平成21年3月決算会社に係るものである。

(注3) 米国では不備を、①軽微な不備 (Inconsequential Deficiencies)、②重大な不備 (Significant Deficiencies)、③重要な欠陥 (Material Weakness) の3つに区分。

(注4) 日本では不備を、①不備、②重要な欠陥の2つに区分。

内部統制報告制度への対応状況

法令、ガイドライン、基準、Q & A 等（内部統制に係る基準等公表以後）

- 19 年 2 月 15 日 企業会計審議会意見書「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」
- 8 月 3 日 金融商品取引法施行令を公布
- 8 月 10 日 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」(内部統制府令)を公布
- 10 月 1 日 内部統制府令ガイドラインを発出
内部統制報告制度に関する Q&A を公表
- 10 月 24 日 日本公認会計士協会「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」を公表
- 20 年 3 月 11 日 「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」等を公表
- 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度～ 制度導入
- 20 年 4 月 16 日 内部統制報告制度相談・照会窓口の設置
(金融庁、日本公認会計士協会、(社)日本経済団体連合会)
- 6 月 24 日 「内部統制報告制度に関する Q&A」を追加
- 21 年 2 月 12 日 中小企業向け内部統制報告制度相談・照会窓口の設置
(独立行政法人中小企業基盤整備機構)
- 3 月 23 日 日本公認会計士協会「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」を改正
- 3 月 24 日 内部統制府令ガイドラインを改正
- 21 年 4 月 2 日 「内部統制報告制度に関する Q&A」を再追加

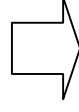
内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

(平成20年3月11日公表)

本年4月からの制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る。

○ 準備状況の的確な把握

- 準備状況のヒアリング
→ 会社・監査人に対し、ヒアリング等を行い、準備段階における疑問点や問題点を把握



○ 基準等の内容の一層の明確化

- 追加Q&Aの公表
→ ヒアリングの結果等を踏まえ、「内部統制報告制度Q&A」を追加公表
- 相談・照会窓口の設置
→ 日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応
- 制度導入後のレビュー
→ 制度導入後、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討(金融・資本市場競争力強化プラン)

○ 指導中心の対応

- 内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応にならないよう、制度の円滑な実施を図るといふ観点から 指導中心の行政対応

内部統制報告制度に係る法令等

金融商品取引法（平成18年6月14日 公布）

金融商品取引法施行令（平成19年8月3日 公布）

- ・ 内部統制報告制度の適用会社等

内部統制府令（平成19年8月10日 公布、平成20年6月6日 最終改正）

- ・ 内部統制報告書の様式、基準等の位置づけ、外国会社の取扱い等

内部統制府令ガイドライン

（平成19年10月1日 公表、平成21年3月24日 最終改正）

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準
（平成19年2月15日 公表 企業会計審議会）

○内部統制報告制度に関する
Q & A
（平成19年10月1日公表、20年6
月24日追加、21年4月2日再追
加 金融庁）

○内部統制報告制度に関する11の
誤解
（平成20年3月11日公表 金融
庁）

財務報告に係る内部統制の監
査に関する実務上の取扱い
（平成19年10月24日公表、平成21
年3月23日改正 日本公認会計
士協会）
・ 内部統制監査に係る実務上の
取扱いや内部統制監査報告書
の文例等

「重要な欠陥」について

○「重要な欠陥」の意義

財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうこととされており、内部統制に重要な欠陥が存在する場合に、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではないことに留意する必要がある。「重要な欠陥」は、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際に留意すべき事項として、財務報告に係る内部統制に「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義がある。なお、内部統制報告書には、重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するための計画等がある場合には、その内容を記載できることになっている。

(内部統制報告制度に関するQ&A問49)

○「重要な欠陥」があると開示しても上場廃止や罰則の対象になったりしない

内部統制に重要な欠陥が存在する場合に、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではないことから、内部統制に「重要な欠陥」＝「今後改善を要する重要な課題」があると適切に開示したことをもって、上場廃止や金融商品取引法違反(罰則)の対象にはならない。

(内部統制報告制度に関する11の誤解: 5)

米国における内部統制報告制度の見直し

年月	内容
2002年7月	<p>○ 「企業改革法（SOX法）」成立 <適用日>（最終）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模公開会社及び中規模公開会社（発行株式時価総額75百万ドル以上）</u> 2004年11月15日以後終了する事業年度から適用 ・ <u>小規模公開会社（発行株式時価総額75百万ドル未満）</u> （経営者による評価）2007年12月15日以後終了する事業年度から適用 （監査人による監査）2010年6月15日以後終了する事業年度から適用
2003年6月	<p>○ SEC 「証券取引所法の下での年次報告書における、財務報告に係る内部統制についての経営者報告及びその証明」（SEC規則）公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告に係る内部統制は、各企業により異なるとして経営者による評価の範囲及び方法等は明示せず ・ 監査人による内部統制の証明の基準についても、監査基準設定主体であるPCAOBが公表するものとして規定せず
2004年3月	<p>○ PCAOB 監査基準第2号「財務諸表の監査とともに実施される財務報告に係る内部統制の監査」公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明業務は、監査の水準 ・ 「経営者の評価結果に対する監査意見」とともに監査人自らが内部統制を評価した結果としての意見の表明（ダイレクト・レポート、直接報告業務）も求める。 ・ 不備を「軽微な不備→重大な不備→重要な欠陥」の3つに区分し、重大な不備と重要な欠陥は監査委員会に報告 ・ （SEC規則で明示していなかった）経営者の評価の対象を非常に詳細に明示
2005年5月	<p>○ SEC 「内部統制報告制度の実施方法を改善するためのスタッフ・ガイダンス」公表。</p> <p>制度導入初年度における内部統制の評価・監査について過度に保守的な対応（評価範囲は全体の9割以上をカバーなど）実務では、が行われ、実務において企業に多大な不要なコストがかかっているとの指摘などを受け公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップ・ダウン型のリスク・アプローチの強調 ・ 財務諸表監査と内部統制監査の効果的な統合 ・ COSOに対し、小規模公開会社向けガイダンス策定の要求 ・ 経営者と監査人との頻繁かつ率直な対話は、経営者が内部統制の構築をその意思決定に基づいて行う限り、監査人の独立性規定違反にならない。
2006年7月	<p>○ COSO 「中小規模公開会社のためのガイダンス」公表</p> <p>小規模公開会社の特性を踏まえた対応を図るとともに、コスト負担を軽減することができるように配慮したガイダンス。従来の内部統制フレームワークを小規模公開会社に適用するための指針。大規模企業も利用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告の信頼性の観点から、内部統制の構築に当たっての20の原則とそれを達成するための76の属性を提示

2007年6月	<p>○ SEC 「財務報告に係る内部統制についての経営者報告に関する指針（SEC 解釈指針）」公表 監査基準第2号に含められていた経営者が内部統制の評価を行う際の評価項目に代わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が内部統制の評価を行う際の判断基準をリスク・アプローチに基づいて集約し、提示（自社内の日常的モニタリングの結果を活用することを認容）
2007年6月	<p>○ SEC 改正 SEC 規則公布 財務報告に係る内部統制に対する経営者と監査人による更なる効果的かつ効率的な評価に役立てる目的からの改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SEC 解釈指針に準拠した評価が、発行企業の財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営者の評価に要求される事項を満たす一手段であることの明確化 ・ SEC 規則上の「重要な欠陥」の定義付け（PCAOBによる「重要な欠陥の定義」と一致）
2007年6月	<p>○ PCAOB 監査基準第5号「財務諸表監査と一体としての財務報告に係る内部統制監査」を公表（7月にSECが承認） 監査基準第2号を改訂（監査基準第2号は廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の対象など経営者評価における判断基準の削除 ・ リスク・アプローチの重視（期末の決算プロセス等への監査手続の集中など） ・ ダイレクト・レポーティングへの一本化 ・ 評価・監査プロセスの効率化（前年度の証拠の活用、期末日前の評価の一部利用の容認、他の専門家等の活用） ・ 企業の規模・複雑性等に応じた評価・監査の調整等
2007年12月	<p>○ SEC 「サーベンス・オクスレー法404条—小規模公開会社のためのガイド」を公表 SOX法404条に基づく初年度評価を行う小規模公開会社を支援することを目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2007年6月に公表された「SEC 解釈指針」の主要ポイントの概要 ・ 財務報告に係る内部統制の経営者による評価の準備を行う小規模公開会社のためのその他関連ガイドを提示
2009年1月	<p>○ PCAOB 「スタッフ見解—財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査：小規模公開会社の監査人のためのガイダンス」を公表 監査基準第5号の規定を適用することにより、監査人が小規模で比較的簡素な構造の公開会社の監査に適用するための追加的な指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社的な内部統制を評価することにより十分な監査証拠を得ることが可能 ・ 代替的な統制が統制目標を達成しているかを評価すべき ・ 市販のソフトウェアを利用する場合に、監査人はIT全般統制の検証に重点を置くべき
2009年2月	<p>○ COSO 「内部統制システムのモニタリングに関するガイダンス」を公表 内部統制の要素の一つである内部監査部門等の「モニタリング」について、内部統制の有効性を確保するためには、いかに整備・運用すべきかを具体的な指針として明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効なモニタリングの基本原則の提示し、COSOフレームワークとの関連性を整理 ・ 日常的モニタリングと独立的評価からなるモニタリング・プロセスを明示 ・ 効果的なモニタリングを導入するための指針の提供 ・ 効果的なモニタリングの事例の提示

2009年9月	<p>○ SEC「2002年SOX法404条の財務報告に係る内部統制規制についての調査」を公表</p> <p>2007年の改革、主にSEC解釈指針と監査基準第5号の導入が、より効率的な内部統制の評価と監査を促進するという所期の目的を果たしているかどうかを分析</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一般的に、SOX法遵守の総費用は、2007年の改革前に比較して、削減されたことが示された。・ ほぼ全ての回答者が、SEC解釈指針を利用し、有用であったと回答・ 企業の規模に関わらず、SEC解釈指針と監査基準第5号の両方がSOX法遵守の総費用の削減に役立ったと回答
---------	---